

1. 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、国指定（選定）文化財6件、県指定文化財7件、町指定文化財96件の合計109件の有形・無形の文化財と、10件の登録有形文化財（建造物）が所在している。

これらの指定等文化財については、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、内子町文化財保護条例、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の他、関係法令に基づいて保存管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して保存管理に向けた助言等を行っている。今後も所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野との横断的な連携も視野に防災対策を含めた適切な保存管理に取り組む。一方で、歴史的・文化的価値を有する未指定の文化財も数多く所在することから、地域の多様な文化財の掘り起こしや調査を進め、価値が認められたものについては指定・登録制度の活用を検討するなど、適切な保護を行う。

また県指定文化財のうち5件、町指定文化財のうち40件を天然記念物が占め、人里離れた山間部に位置するものも多い。今後、過疎化等の進行によって将来的な管理が困難になると予測され、農村景観の保全も含め、地域住民による文化財パトロールの体制を整備しつつ現状把握に努め、担い手育成を図っていく。文化財及びその周辺環境についても都市計画行政や歴史まちづくり行政等との連携を図り、一体的に保全・整備を推進していく。

有形文化財の修理等の際には、これまでの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業等により受け継がれてきた職人の技術を活かし、さらには活躍の場や仕事のフィールドの

拡充により技術の継承を図る。伝統行事等についても、地域において活動している各種団体の発表の場の提供や担い手の育成などを支援していく。

調査研究については専門家や大学等と連携して充実を図り、周知・啓発については、企画展や講座の開催、学校教育や社会教育分野における郷土学習の充実・展開等を目指す。さらに文化財等の保存・活用に関わる団体の活性化や地域住民の参加促進のため、相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。

その上で、未指定を含めた文化財を総合的に捉え、今後、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組み、保存・活用を図っていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

有形文化財は、台風等の外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。

日頃の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための助言を行う。

また文化財の修理（整備）にあたっては、文化財の価値を維持するため、本芳我家住宅などの重要文化財や重伝建地区での保存修理事業の実績や経験を活かし、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基

本とする。特に指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や愛媛県・内子町の文化財保護条例に基づくとともに、必要に応じて文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理にあたっては、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講ずる。なお所有者等の財政的な負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には、伝統文化施設である木蠟資料館上芳我邸、内子座、町家資料館、商いと暮らし博物館（歴史民俗資料館）や、五十崎風博物館があり、地域の貴重な文化財を展示するとともに企画展やイベント等を開催して、町民をはじめ来訪者が文化財に親しみ、学習する場としての機能を果たしている。これらの施設においては、今後さらに、ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインの整備やガイダンス機能の充実、多言語化などを推進し、海外からの観光客を含め、より多くの人々に文化財をPRしていく。

一方で、民俗資料の収蔵・展示を行う元小田町郷土資料館や五十崎歴史民俗資料館は、入館者の減少や施設老朽化のため現在は閉館している。また民俗資料については他所にも収蔵庫が点在しているが、いずれも手狭となっている。

将来にわたる文化財の適切な保存と効果的活用のため、集約化を含めた保存施設の整備と展示の在り方を検討していく必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に大きな影響を与えることから、文化財の保存・活

用を図る上では、文化財単体のみではなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることが必要である。

本町においては、すでに内子町都市計画区域マスタープラン、内子町景観まちづくり計画などに基づいて、良好な景観を保全するための取組を行っており、引き続きこれら計画と連動し、景観に関する住民意識の向上を図りながら、文化財とその周辺を一体的な保全を推進していく。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合は、所有者等と協議の上で周辺整備の実施等に合わせて改善を促し、周辺環境との調和を図る。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災については、重伝建地区で実施されている防災訓練のように、予防対策の徹底と日頃からの防火教育・訓練に取り組むとともに、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保に努める。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知設備や消火設備等を設置し、定期的な保守点検を実施する。また、大村家住宅など重要文化財をはじめとする文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。合わせて、所有者等に対する防災に関する啓発活動や、文化財防火デーにおける消防訓練等の実施に、地域住民や消防本部等と協働で取り組む。

地震対策としては、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事などを実施し、被災リスクの軽減に向けて取り組む。

さらに文化財については盗難や放火等に対しても注意が必要なことから、所有者等に防犯設備の設置を推奨するとともに、防犯意識の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

展示施設においては、ガイドによる解説や企画展・イベント等の開催を通して文化財の情報を広く発信し、普及・啓発を図っている。今後もこれらの活動を継続するとともに、講座の開設や、学芸活動におけるサポーターの育成に取り組む。

また、文化財に関する既刊の冊子や民俗芸能の記録等を活用し、その周知や理解を深める取組を推進する。

次代を担う子どもたちに対しては、学校教育や社会教育と連携して郷土学習の充実・展開を図り、文化財への関心を高めるとともに、郷土愛の醸成につなげる。

さらに、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりに関する講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町には、164の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。その大半は発掘調査未実施であるものの、重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、同法に基づく届出を受け、愛媛県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。また、出土遺物についても適切な保管・管理を行う。

(8) 文化財行政等の体制と今後の方針

本町では、平成30年度(2018)時点で国指

定(選定)文化財の保護・活用及び展示施設の運用管理、歴史まちづくり施策の検討については首長部局の「町並・地域振興課」が所管しており、それ以外の文化財にかかる保護・活用については教育委員会の「自治・学習課」が所管している。学芸員は町職員全体で1名で町並・地域振興課に所属している。

また、文化財行政にかかる諮問機関として、内子町文化財保護条例に基づく内子町文化財保護審議会(歴史、美術、植物、建築等の学識経験者10名)、内子町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく内子町伝統的建造物群保存地区保存審議会(建築史、公共政策、歴史等学識経験者5名、地元住民4名、行政関係者2名の計11名)が設置されている他、内子町都市計画審議会条例に基づく内子町都市計画審議会(建築、商工業等の学識経験者4名ほか町議会議員・行政関係者等計8名)が設置されており、周辺環境を含めた文化財の適切な保存・活用を進めている。

今後は、本計画の策定を契機として、現課に加えて、まちづくり部門や観光部門、都市計画部門等を含めた体制の見直し・連携を図り、文化財の保存と活用を推進していく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくためには、行政だけではなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。

本町において文化財の保存・活用に関わる主な団体は下表のとおりであり、地域の歴史や文化財の調査及び普及啓発、無形民俗文化財の保護など、多様な活動を行っている。また、この他にも、地域に根付く伝統行事等の保存継承に関わるさまざまな団体が活動を行っている。

これら団体の活動をさらに活性化させるた

め、必要な情報や発表の場の提供、担い手の育成などを積極的に支援するとともに、団体

相互の交流促進やネットワーク化による体制強化を図っていく。

■内子町の文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	活動地域	活動概要
八日市護国地区町並保存会	八日市護国	重伝建地区の保存活用、普及啓発
巨樹・巨木の会	小田全域	指定文化財（天然記念物）を含む巨樹・巨木の保存、普及啓発
いかざき大風合戦実行委員会	五十崎（豊秋河原）	いかざき大風合戦の保存継承、普及啓発
石畳東のシダレザクラ保存会	石畳（東）	石畳東のシダレザクラの保存継承
大洲手漉き和紙保存会	天神	大洲和紙の保存継承
田丸橋保存会	河内	田丸橋の保存継承
火祭り保存会	寺村	山の神火祭りの保存継承
立川神楽保存会	川中	立川神楽の保存継承
立山獅子舞芸術保存会	立山	川中三島神社の獅子舞の保存継承
中川万歳保存会	中川	中川万歳の保存継承
内子町並みガイドの会	八日市・六日市	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内において、特に内子市街地エリアでは、重要文化財の本芳我家住宅、上芳我家住宅、大村家住宅、それらを含む八日市護国地区が重伝建地区に選定されており、また内子座も重要文化財に指定されている。このほか登録有形文化財（建造物）や町指定の有形文化財（建造物）も重点区域内に多く集まっており、町指定の史跡もほとんどがこの範囲に所在する。重要有形民俗文化財の「内子及び周辺地域の製蠟用具」や県指定の無形文化財の「五十崎大風合戦」も重点区域に関連が

深く、人々の営みの歴史が集積されている。
今後、特に重要文化財については保存活用計画を作成し、それにより保存・活用に取り組んでいく。また指定文化財はもとより、未指定の文化財や本計画における歴史的風致形成建造物（候補）などについて、適切な保存管理を行う。併せて、大学や専門家と連携し、歴史的な資源の掘り起こしや調査を継続的に進め、資料・データの整備や成果の共有を行う。それにより、歴史的資源の蓄積や継承はもとより地域の魅力創出や担い手育成なども含めた活用を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重要文化財の内子座については、近年雨漏りなどが見られ保存修理が急務である。併せて耐震対策も必要であり、今後、保存活用計画の策定を行い修理事業を進めていく。重伝建地区においては、選定から 35 年以上経過し、修理事業が促進されてきている。今後も継続的に実施し、その修理技術継承の場としても文化財保存の一端を担っていく。

このほか、文化財の実態に応じて、歴史的風致の維持向上に資するよう文化財保護法や内子町文化財保護条例に基づき修理・整備を行っていく。

未指定の有形文化財については、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理や活用等にかかる費用の支援策を講じる。また未調査の建造物や城跡なども多く、順次調査等を進めていく。また、歴史的建造物等、文化財修理時に町産材を使用する仕組みづくりなど、文化財保護行政以外の分野と連携することにも取り組む。

《関連事業》

- 1-1. 歴史的風致形成建造物等の修理・活用（令和 2 年度～令和 10 年度）
- 1-2. 八日市護国伝統的建造物群保存地区保存修理事業（昭和 57 年度～令和 10 年度）
- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（令和 2 年度～令和 7 年度）
- 1-4. 歴史的建造物の建物調査等（令和 2 年度～令和 10 年度）
- 1-8. 歴史的建造物と林業との関連施策の検討（令和元年度～令和 10 年度）
- 3-1. 職人の技術等、担い手育成事業（平成 17 年度～令和 10 年度）
- 4-1. 中世城館跡等、遺跡・文化財調査事業（令和元年度～令和 10 年度）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重要文化財上芳我家住宅は、「木蠟資料館上芳我邸」として公開し、主に製蠟業についての歴史を体験等を交えて学び体感できる施設となっている。また重要文化財内子座についても、生きた芝居小屋として広く利用されており、歴史的風致の発信拠点ともなっている。ハード面の整備はもとより、これら町内の伝統文化施設を拠点に、町蔵資料のデジタルアーカイブ化など利活用促進のための整備を推進し、さらには博物館ボランティア（学芸サポーター）の育成など、歴史的風致の維持向上につながるよう担い手や語り部の増を図る。また博物館展示の充実や公開講座の開催により意識啓発や情報発信を促進する。

《関連事業》

- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（再掲）（令和 2 年度～令和 7 年度）
- 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施（令和元年度～令和 10 年度）
- 4-3. 町蔵資料のデジタルアーカイブ化（令和元年度～令和 10 年度）
- 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業（平成 24 年度～令和 10 年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境には未指定の文化財も散見する。本町には重伝建地区が選定されているがその規模は 3.5ha と、全国的にも小規模である。今後は伝建地区の拡大も視野に、歴史的建造物の調査などを行う。また、その周辺エリアにおいても景観のトータルデザインを検討するなど景観まちづくり計画と連携し、修景等環境整備を図る。また交流人口が多く、各地域の中心部となる商店街などにお

序
1
2
3
4
5
6
7
8

いても歴史的建造物が長く店舗として使用されており、近年増加しつつある空き店舗についても活用の促進を図るための対策も併せて行う。

また重点区域は、本町の中心部を流れる小田川沿いに重層的に形成される歴史的風致を主として範囲を設定している。併せて自然環境や農村景観などとも調和した風景の保全を図っていく。

《関連事業》

- 1-6. 伝建地区の地区拡大の検討（令和2年度～令和10年度）
- 2-1. 歴史的建造物周辺地区の修景等環境整備（令和2年度～令和10年度）
- 2-2. 空き店舗対策の実施（平成30年度～令和10年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重伝建地区においては平成10年(1998)に防災計画を作成し、消火栓等消火設備の整備を行ってきた。20年経過しその見直しが必要となっており、実態を踏まえ検討を行う。そのほかの文化財においても所有者はもとより地元自主防災組織や消防団などとの連携・協力により、避難訓練などの防災対策の実施・啓発を行っていく。

また歴史的建造物については、自動火災報知機や消火設備等の防火設備の設置を促すものとするほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等、地震対策への支援を検討する。特に歴史的建造物の保存すべき特徴や意匠が耐震対策等により損なわれる可能性がある場合は、建築基準法の適用除外条例の制定・運用により安全性の確保と保存の両立を図る。また人為的な破損や落書きなども含めた防犯対策も検討する。

《関連事業》

- 1-3. 重要文化財内子座修理事業（再掲）（令和2年度～令和7年度）
- 1-5. 伝建地区の防災対策の検討（令和元年度～令和10年度）
- 1-7. 歴史的建築物の保存及び活用に関する地域ルール作成及び運用（令和元年度～令和10年度）

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内で活動する八日市護国地区町並保存会などの住民団体と連携し、子どもたちの体験学習や地域行事などの実施により文化財の魅力や価値の周知・啓発を行う。また、地域での習慣・風習などの調査や掘り起し、再現などを実施することで地域コミュニティの活性化等を図る。

また社会教育や学校教育とも連携し、博物館展示や講座への参加・協力や博物館ボランティアの育成などを促進することで、郷土愛の醸成や将来の担い手の確保を目指す。

観光振興の面で活躍する町並みガイドの会や外国語ガイドの会などの団体とも連携し、積極的な歴史的資源の情報発信を行う。

《関連事業》

- 3-3. 習慣、風習等の継承及び再現事業（令和2年度～令和10年度）
- 4-2. 博物館歴史展示・講座等の実施(再掲)(令和元年度～令和10年度)
- 4-4. 博物館ボランティア（学芸サポーター）育成事業（再掲）（平成24年度～令和10年度）
- 4-5. 歴史的資源の周知・活用（令和2年度～令和10年度）

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に 25 カ所存在しており、引き続き周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、法に基づく届出を受け、愛媛県教育委員会や開発業者と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。また、出土遺物についても適切な保管・管理を行う。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

内子町内では、重伝建地区での町並み保存運動に取り組む八日市護国地区町並保存会が結成 40 周年を迎えた。歴史的環境の保存やそこでの営みなど、次世代へ継承しつつ住環境の整備を図りながら取り組んできており、今後も連携を図りながら支援を行っていく。

地域の伝統行事や祭礼行事などについては、各地区や集落などの住民たちによって自ずと担ってこられてきたが、近年ではその継承が難しくなり、保存会などを結成しながら継承に努めている。平成 25 年度(2013)には内子町伝統文化継承団体連絡会が結成され、保存継承団体相互の連携・情報共有を図るた

めの体制づくりも進められている。

これら伝統文化の継承については、重点区域内だけでなく、広く町内全域において体制を整備すべきものであり、例えば内子座での「内子町伝統芸能まつり」の開催等により、その価値の再認識や次代を担う子どもたちへの伝承の機会とするとともに、各団体の活動の活性化を図る。

重点区域内においては特に下記のような団体が文化財にかかわりをもって活性化や賑わい創出などに取り組んでいる。本町においてはこれら団体はもとより、他にもさまざまな団体や地元自治会等が多様に多面的なかかわりをもって活動している。今後、必要な情報発信・共有、担い手の育成などを積極的に支援するとともに、ネットワーク化などを視野に入れた拠点整備など体制強化を図っていく。

《関連事業》

3-2. 伝統行事等の継承の支援（平成 25 年度～令和 10 年度）

5-1. UDC（アーバンデザインセンター）などまちづくり拠点・組織等の整備（令和 2 年度～令和 10 年度）

■重点区域内に関わりの深い文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

団体名	活動地域	活動概要
八日市護国地区町並保存会	八日市護国	重伝建地区の保存活用、普及啓発
巨樹・巨木の会	小田全域	指定文化財（天然記念物）を含む巨樹・巨木の保存、普及啓発
いかざき大風合戦実行委員会	五十崎（豊秋河原）	いかざき大風合戦の保存継承、普及啓発
大洲手漉き和紙保存会	天神	大洲和紙の保存継承
火祭り保存会	寺村	山の神火祭りの保存継承
内子町並みガイドの会	八日市・六日市	来訪者への歴史観光ガイド